広島県告示第八百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十月二十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
広島県広島市南区似島町地内	信谷五一四九（五五五五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		信谷五一四九（五五五五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項
	信谷五一四九（五五五五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		信谷五一四九（五五五五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	信谷五一四九（五五五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		信谷五一四九（五五五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	似島町五二五九（四四八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		似島町五二五九（四四八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	家下（一九四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		家下（一九四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	長谷一四八七（二二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長谷一四八七（二二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	長谷一四八七（二二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長谷一四八七（二二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	長谷一四八七（二二八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長谷一四八七（二二八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	長谷一四八七（二二八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		長谷一四八七（二二八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

長谷一四八七（二二八—四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
家下（一八九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
家下（一九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島町六六〇（二〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
家下五八九四（五五一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島六七五（二三〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島町七四三（一九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島八〇六（一九二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東大谷（一八七—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東大谷（一八七—二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東大谷（一八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
大黄（一八八—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
大黄（一八八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊二二五〇（五五五九—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊二二五〇（五五五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊A（五五一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊二二五〇（五五五九—二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
長谷一四八七（二二八—四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
家下（一八九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
家下（一九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島町六六〇（二〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
家下五八九四（五五一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島六七五（二三〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島町七四三（一九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
似島八〇六（一九二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東大谷（一八七—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東大谷（一八七—二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
東大谷（一八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
大黄（一八八—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
大黄（一八八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊二二五〇（五五五九—一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊二二五〇（五五五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊A（五五一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
南風泊二二五〇（五五五九—二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

似島八〇六（一九二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	似島八〇六（一九二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
似島八〇六（一九二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	似島八〇六（一九二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
似島八〇六（一九二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	似島八〇六（一九二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
似島八〇六（一九二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	似島八〇六（一九二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
似島八〇六（一九二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	似島八〇六（一九二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
似島八〇六（一九二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	似島八〇六（一九二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家下川（三七九）	土石流	次の図のとおり	家下川（三七九）	土石流	次の図のとおり
家下川（三八〇）	土石流	次の図のとおり	家下川（三八〇）	土石流	次の図のとおり
上家下川（八七二）	土石流	次の図のとおり			
上家下川（八七四）	土石流	次の図のとおり			
家下川（八七六）	土石流	次の図のとおり	家下川（八七六）	土石流	次の図のとおり
長浜谷川（五〇一五）	土石流	次の図のとおり	長浜谷川（五〇一五）	土石流	次の図のとおり
長浜谷川（五〇一六）	土石流	次の図のとおり	長浜谷川（五〇一六）	土石流	次の図のとおり
信谷谷川（三八一）	土石流	次の図のとおり	信谷谷川（三八一）	土石流	次の図のとおり
信谷谷川（三八二）	土石流	次の図のとおり	信谷谷川（三八二）	土石流	次の図のとおり
信谷谷川（六二六三）	土石流	次の図のとおり	信谷谷川（六二六三）	土石流	次の図のとおり
信谷谷川（六二六三隣）	土石流	次の図のとおり	信谷谷川（六二六三隣）	土石流	次の図のとおり

| | | |

荒掛谷川（五〇二四）	土石流	次の図のとおり	荒掛谷川（五〇二四）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。